

Weekly コラム

令和4年11月22日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4号館 4階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会)

Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

消費税 課税事業者・免税事業者どっちが得

◆課税事業者とは

免除された事業者以外のすべての事業者（個人・法人を問いません）が消費税の課税事業者です。法律の作り方は、漏れがあつてはなりませんから、まずすべての事業者を対象に課税すると規定しています。そして次の事業者は納税を免除すると規定しています。

◆免税事業者（いわゆる非課税事業者）とは

基準期間の課税売上高が1千万円以下の事業者としています。基準期間とは個人で言えば2年前、法人で言えば2期前の1年間です。

課税売上高とは、法律で非課税とされる売上以外の資産の譲渡や役務の提供すべてです。実際は、更に特定期間等細かい規定がありますのでご注意ください。

また、免税事業者でも課税事業者を選択することはできます。

◆インボイス制度が始まると

課税事業者は「適格請求書発行事業者」として登録され、登録番号が付与され、請求書や領収書にこの登録番号を記載し幾ら消費税を預かったかを明確にします。

免税事業者は実質消費税をもらっていないこととなります。

◆お金はどちらが多く残るか？

法人で売上1,000円 仕入500円 消費税10%での比較です。

・課税事業者（適格請求書発行事業者）

売上1,000＋売上消費税100－仕入500－仕入消費税50－納付消費税50－法人税30%150＝350

・免税事業者

消費税をもらわなかった場合

売上1,000－仕入500－仕入消費税50－法人税30%135＝315

消費税をもらった場合

売上1,000＋売上消費税100－仕入500－仕入消費税50－法人税30%165＝385

免税事業者で消費税をもらった場合が一番お金が残ります。しかし消費税をもらえないと課税事業者よりお金は残りません。

置かれた立場と顧客を考えて慎重な判断が必要です。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、

skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。